大阪市告示第1513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和８年11月６日

大阪市長　　横　山　英　幸

路　線　名	区　　間	供用開始の期日
東　住　吉　区 第２０２６－０１号線	東住吉区住道矢田１丁目 1019番の３地から 同　　区矢田６丁目 15番の３地まで	告　示　の　日

（建設局総務部管財課）